

関西エコオフィス宣言事業所募集要項

関西広域連合は、地球温暖化防止活動の裾野を広げるため、身近なところからの省エネルギーや地球温暖化防止対策に寄与するCSR活動等の環境に配慮した活動に取り組むオフィスを「関西エコオフィス宣言事業所」として募集します。

1 募集内容

(1) 対象事業所

民間の事業所を対象とします。いわゆる「企業のオフィス」に限らず、小売店、ホテル、博物館、駅等の集客施設または団体も対象としています。

(2) 宣言期間

宣言期間は定める必要ありません(登録日から宣言を取り下げるまでが宣言期間となります。)

(3) 登録単位

企業や団体ごとではなく、オフィス(事業所、支店等)ごとです。

(4) 登録先

オフィスが所在する府県に登録します。

(5) 取組項目

「別表」項目から1つ以上を選択します。

(6) 実績報告の提出

前年度の取組実績を翌年度に登録先の府県に報告していただきます。

(7) 登録した場合のメリット

- ① 登録証を交付します。
- ② 関西広域連合ホームページで「地球環境にやさしいオフィス」として紹介します。
- ③ 夏のエコスタイルポスター等啓発資料を提供します。
- ④ 「関西エコオフィス大賞」の応募ができます。

(8) その他

- ① 下記のア～ウのいずれかに該当する事業所は登録できません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 役員等に暴力団もしくは法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と密接な関係を有する者がいる法人

ウ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人

- ② 登録府県が登録事業所としてふさわしくない事由があると認めるときや登録事業所として適当でなくなったと認める時は登録を抹消し、その旨を事務局から当該事業所に通知します。

2 登録手続等

(1) 新規登録

「関西エコオフィス宣言登録申込書」(別紙様式第1号)に必要事項を記載し、下記の登録送付先にFAXもしくはメールで申し込んでください。

【登録申込書送付先】

| オフィス所在地 | 問合せ先 | 電話番号 | FAX 番号 | メールアドレス |
|---------|----------|--------------|--------------|-------------------------------------|
| 滋賀県 | 温暖化対策課 | 077-528-3494 | 077-528-4844 | ondan@pref.shiga.lg.jp |
| 京都府 | 地球温暖化対策課 | 075-414-4830 | 075-414-4705 | tikyu@pref.kyoto.lg.jp |
| 大阪府 | エネルギー政策課 | 06-6210-9549 | 06-6210-9259 | eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 兵庫県 | 温暖化対策課 | 078-362-3284 | 078-382-1580 | ondankataisaku@pref.hyogo.lg.jp |
| 和歌山県 | 環境生活総務課 | 073-441-2670 | 073-433-3590 | e0317001@pref.wakayama.lg.jp |
| 徳島県 | 環境首都課 | 088-621-2334 | 088-621-2845 | kankyousyutoka@pref.tokushima.lg.jp |

(2)実績報告および次年度の取組項目の提出

取組実績は次年度の4月末までに「関西エコオフィス宣言実績報告書」(別紙様式第2号)により登録先の府県に報告してください。また併せて、次年度の取組項目を報告してください。

なお、企業等において複数のオフィスが登録されている場合には、「関西エコオフィス宣言実績報告書」(別紙様式第3号)により一括して報告していただいても結構です。

(3)登録内容(取組項目除く)の変更や登録中止について

住所や電話番号の変更やオフィスの閉鎖等による登録の中止が必要な場合は、「関西エコオフィス宣言登録変更(中止)届」(別紙様式第4号)を登録した府県に提出してください。

なお、企業等において複数のオフィスが登録されている場合には、「関西エコオフィス宣言登録変更(中止)届」(別紙様式第5号)により一括して報告していただいても結構です。

3 その他

(1)取組項目アイコン、地球くん、「関西エコオフィス宣言」バナーの利用

関西エコオフィス宣言事業所にご登録いただいている方は、取組項目アイコン、温暖化対策キャラクター「地球くん」、「関西エコオフィス宣言」のバナーをご自由にお使いいただけます(関西広域連合のホームページからダウンロードできます。)

【取組項目アイコン・地球くん・バナーの見本】

■取組項目アイコン



■地球くん



■「関西エコオフィス宣言」バナー



(2)関西エコオフィス宣言全般についてのお問い合わせ先

関西広域連合広域環境保全局(滋賀県 温暖化対策課)

電話:077-528-3494

FAX:077-528-4844

電子メール:ondan@pref.shiga.lg.jp

(3)各種郵送物等について

登録宣言証や夏のエコスタイルポスター等は登録府県を通さず、直接上記関西広域連合広域環境保全局から発送します。

別表

| 取組項目 |
|---|
| <p>①適正冷暖房温度の設定・夏冬エコスタイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷房は 28℃、夏季の軽装(ノー上着、ノーネクタイなど) ・暖房は 19℃以下、ウォームビズの推奨 |
| <p>②節電の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未使用エリアのエアコン停止や消灯、昼休みの消灯、すだれ等で夏の日差しをさえぎる、長時間離席時のパソコン電源 OFF など |
| <p>③節水の励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛇口をこまめに閉める、節水こまの利用など |
| <p>④省エネ・新エネ設備機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED 電球、断熱材の利用、省エネタイプの高効率なエアコンの導入など ・太陽光発電、コージェネレーション設備の導入など ・オフィス建物の省エネに係る改修や改築など |
| <p>⑤グリーン購入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク製品や府県の認定リサイクル製品の購入、低公害車の導入など |
| <p>⑥緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化、敷地内緑化など |
| <p>⑦エコドライブの励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップ、経済速度の遵守など |
| <p>⑧自動車利用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤(公共交通機関や自転車での通勤)の奨励、業務での公共交通機関や自転車の利用の推進、ノーカーデーの設定など |
| <p>⑨ごみの再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の徹底、廃棄物排出量の削減など |
| <p>⑩CSR活動等独自の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対策に寄与するCSR活動、環境・エネルギー管理システムの導入 (ISO14001、エコアクション 21、ISO50001 等)、サマータイムの導入、地域と連携した環境活動、従業員の環境意識を高めるための取組、従業員の家庭での省エネ行動を促進する取組 など |